知教労ニュース

発行　知多地方教職員労働組合（知教労）
〒475-0929 半田市仲田町1-18　Tel&Fax 0569-24-5216
HP:http://www.chikyoro.ikaduchi.com/ e-mail:chikyoro@oboe.ocn.ne.jp

続々実施! 各市町校長会長との話し合い!

職員の健康・安全　多くの校長会長と問題意識の共有進む
労働時間の記録」の早急な実施を要求
一部市町で、「学期から実施の検討」を明言

恒例 各市町校長会長との話し合いスムーズに実施

知教労ではこの時期の恒例となった市町校長会長との話し合いを相次いで実施しました。八月二〇日現在、四市五町の会長との話し合いを終えています。一〇年前までは、知教労からの申し入れに対して、協議の場をもつことすら合意できない校長会長がいた程で、労使が対等の立場となる労働組合の原則から話をしなければならない事もありました。そのころから比べると、近年の校長会長は遵法意識が高く、管理職としての職務の理解も進んでいることを示しています。今年の話し合いでは、勤務の割り振り簿の整備運用、労働時間・始業終業時刻の記録および労安体制の整備、労働軽減の方向性、校長・教頭等による集団県外研修の中止などを中心に話し合いをもちました。

六割超実現　勤務の割振簿運用方法・程度には差異

ここ数年で急速に整備が進んだ勤務の割振簿ですが、二〇〇九年度七月の時点で、知多半島一一四校中六割超の学校・職場で整備が実現した（知教労調べ）ことが明らかになりました。これを踏まえて、校長会長とも意見を交換したところ、多くの市町で割振簿による超過勤務の管理が当然であることで合意に至りました。現時点では武豊町のみ全小中学校で割振簿が整備されていない事を指摘したところ、武豊町榊原武夫校長会長（富貴中）も整備が必要であり検討するという見解を示しました。

また、すでに整備・運用されている市町でも、学校によって割振対象業務が限定されていたり、割振計上開始時刻が休憩後であったり、記録簿が自由に閲覧できなかったり、正確で妥当な記録がなされていなかったりするなど、その運用方法や程度には大きな差がある実態について、適切な割り振りの実施について意見を交わしました。

「労働時間の記録」違法状態解消の期限設定
二〇〇九年一二月放置の校長の責任追及

割振簿とは違った観点、労働安全衛生法により整備が定められている「始業終業時刻・労働時間の記録」についても、詳細にわたり協議をもちました。各校長会長とも、違法状態が不適切であることは認識しながらも、県教委・市町教委からの具体的な指示がないことや、近隣市町の校長会に動きがないことなどから、積極的な実施に踏み切れないでいる状況を認めています。知教労は、一年半に渡る違法状態解消には一刻も猶予がない事を強調し、独自に期限を設定したことを明らかにしました。二〇〇九年一二月の時点で情報公開請求を行い、全小中学校の職場に、労働時間の記録が存在するか否かを調査し、事実を確定させます。そして、未整備の校長については責任を追及する法的措置も検討するということを各校長会長に伝えました。二学期以降の校長会の動きが注目されます。

（各校長会長との話し合いの詳細は、順次、知教労HP上で公開していきます。）

知多地方 一部先進校　キチンとした記録の管理できず
運用の難しさ露呈　労働時間の記録」
求められる 労安教育の実施　機器による客観的記録

知多半島内2～3校で、本年度一学期から先進的に実施された「始業終業時刻・労働時間の記録」が、不徹底な状態になっていることが明らかになりました。

これは、他に先駆けて実施に踏み切った知多市立八幡中学校において、導入後の六月・七月分が未だ全職員分集約されていない事が判明したものです。この職場では労使の協議により、教諭自身がExcelワークシート上で始業終業時刻を入力することで、自動的に労働時間を記録するという事になっていましたが、キチンと記録されたのは職員の三割程度に留まりました。これは、教諭側に自己の労働時間を記録するという意識が薄いということであり、労働安全衛生体制の周知と安全教育の実施を管理職が怠っているためであると言えます。記録用紙を作っただけで良しとするのではなく、実のある労安体制をつくっていくことが求められています。

同様の状況は、他の先進校でもおきていると考えられるため、今後早急な実態調査と校長への申し入れの実施が検討されています。

北から南から　～～ 支部だより ～～

知多半島中央で海のない町、阿久比町。小学校4校、中学校1校。町内丸ごと中学校校区だ。勤務時間の割り振り簿は少なくとも3校…60％にはある。我が校では、4月当初割り振り簿の設置や、労働時間の記録を申し出たところ、校長は理解を示した。8月に行った校長会長との話し合いでも、私たちの申し入れには一定の理解を示していただけたような感触がある。

しかし、割り振りは申し出をしないと、超過勤務がないことになってしまっている節があるので、我らのチェックと、労働時間の把握をすることを要求し続けることが必要だ。また、我が校では7月から始まった労働時間の記録が果たしてきちんとなされているのかが注目される。今年になって情報公開を申し出た件がいくつかあるが、教育委員会の担当者がさぼっていた事件もあった。厳しく苦情を述べてあるので、今後の改善を望みたい。進んでいる部分もあるが、遅れている部分もある。油断はできない。しかし、行動した分は変わっていく。

一方、6月議会では「核兵器廃絶」を求める意見書が12:2で可決した。画期的だ。次は「非核平和都市宣言」を望みたい。広島平和祈念式典に中学1年の代表を派遣している町でもあるのだから。　（S）

みんなの目

NHKのスペシャル番組、日本海軍四百時間の証言。タイトルが『開戦 海軍あって国家なし』『特攻やましき沈黙』『戦犯裁判第二の戦争』を見た▼戦争中は天皇の統帥下、日本海軍の中枢部の作戦等を計画命令していたのは軍令部。戦後、昭和五十五年から十一年間、自分たちがしてきた事実を後世に伝えるため、海軍反省会が何回も開かれた▼その模様が録音され、四百時間もの証言テープになっている▼詳細は、ここでは記すことはできない。第一話では開戦は反対であったが、組織を生きる人間として「戦争回避」とは言い出せなかったこと。第二話では、『軍令部』が現場の意向とは別に、組織的に計画、特攻兵器を作り続けてきたことを赤裸々に語った。元参謀は「特攻」はあってはならない作戦と自覚しながらも、その計画を推進してきたことを証言した。第三話では、「海軍反省会」では、海軍という組織を守るため、水面下で海軍トップの裁判対策を組織的に行っていたことを詳細に語っていた▼組織とは何か、正義とは何かとかを考えさせられた。戦争時代では、正義とか言える状態ではなかったようだ。しかし、太平洋戦争で、数百万人の人が犠牲になっている事実を考えると、発言すべき事は発言することが、どんなに必要か。身にしみて感ぜられた。（尊い命を失った人たちに対しても）海軍反省会の人たちも同じような願いがあったことだろう▼このことは、日々、学校現場に関しても、言えることではないだろうか。

（文責Ｉ）

がんばる県下各地の連帯組合

地域の声を生かした学校をつくろう

愛知教労の活動紹介

日進市では、人口の急増による学校不足が問題になっています。そのため、竹の山地区に２０１３年完成を目指して、小中併設の新設校を建設する計画が出され、業者も決められました。

しかし、この学校建設には疑問がたくさんあります。①予定地に亜炭の採掘現場跡があり、空洞を埋める必要がある。②隣に保育園を建設する際に産業廃棄物が出てきて工事が遅れた。③建設するためには森を削る必要がある。④他の小学校新設時には開催された住民への説明会がない。しかも、『基本構想』には説明の機会を設けると書いてある。⑤小中連携のメリット･デメリットが市民に知らされていない。

それに対し、愛知地区教労は日進市民の会と連携して、市に対して説明会を開催するように要求し、地域住民と結びついた学校をつくろうと提案して運動しています。

８月６日には、こうした取り組みをしている、宇治市教委、宇治久世教職組、京都市教組を訪問し、小中一貫校教育について学習を行ないました。また、「竹の山新設校を考える会」を保護者、住民、教職員の参加で９月に発足させるよう取り組み、市に対しても、住民への説明会の開催を求める署名活動を開始しました。

市民がつくる学校のモデルケースになってほしいものです。

知ってるってるつもり･Q＆A

公開している活動の内容は？

Q　知教労ニュースやウェブサイトを見ると組合員以外でも参加している活動があるようですが、具体的にどのようなものがあるのか教えてください。

A　いつも知教労ニュースやホームページを見てくださりありがとうございます。組合員以外の方にも参加を呼びかけている大きな行事に6月の平和学習会と7月の実践交流会などがあります。

平和学習会は、今年度は、自衛隊のイラク派遣違憲訴訟について学習し、高校の先生、地域で平和活動に携わってみえるかた、国際福祉にについて勉強している学生などの参加がありました。実践交流会は主に教員向けに学級経営や授業の具体的取り組みの話し合いをし、知教労の組合員以外の先生も参加してくださっています。

上記の二つは今年度はすでに終わっていますが、月に１回程度、土曜日の午前に３０分ほどのミニ学習会を開き、これも気軽に参加していただいています。また、各支部の話し合いや飲み会にも参加していただくことは、私たちの活動をより理解していただくことになるので、大歓迎をしています。詳しくはお近くの組合員にお声がけください。

いま一度振り返ろう！　労働運動の歴史と基本　*第3回（6回連載）*

6月から、労働運動の歴史を振り返り、私たちが団結してたたかう意義をもう一度考えるというシリーズを連載しています。第3回は、日本の労働運動の歴史についてです。

まず、前回の復習です。ヨーロッパで始まった初期の労働運動では、労働者は工場の機械こそが苦しい労働を生み出す根源だと考え、機械の打ちこわし運動を起こしました。やがて、賃金の一部を拠出し合って基金を作り、災害、病気、失業に苦しむ仲間に渡す相互扶助の組織を作って労働組合へと発展させていった、ということを述べました。今回は日本の労働運動の歴史について書きます。

日本では1897（明治30）年、労働組合期成会という最初の労働組合が結成されますが、政府は、3年後には治安警察法を制定して労働運動の弾圧が始まります。1919年に第1次世界大戦が終わると、輸出の減少と造船業の不振などで景気は悪化し、労働者は失業や賃金の切り下げに苦しめられました。このような状況の中で、労働者はロシア革命や欧米の労働運動の影響を受けて団結を強めました。1920年（大正9年）には日本最初のメーデーが行われ、翌年には日本労働総同盟が結成されました。そして、大正デモクラシーの高まりの中で人々は、1925年に満25歳以上の男子に選挙権をあたえる普通選挙制を勝ち取りました。しかし、政府は同時に治安維持法を制定します。

治安維持法は、国体（天皇制）の変革、私有財産の否認を目的とする団体の結成、行動などを刑罰の対象としましたが、実際には、共産主義者だけでなく、労働者政党、労働組合、民主運動の全てが対象となり、行動や組織だけでなく思想そのものをも犯罪とみなしました。

こうした弾圧は、日本が海外侵略を進めるのと歩調を合わせて強くなり、満州事変が勃発した1937(昭和12)年には、日本労働組合全国評議会（全評）に対し結社禁止が命ぜられ、立場のいかんを問わず、労働者の自主的組織が全て破壊されます。そして、1938年（昭13）年には、多くの労働組合は産業報国会という国家統制の組織に組み入れられてしまいます。

戦意高揚をあおる
産業報国会のポスター

こうした日本に労働運動が復活するのは、1945（昭和20）年8月、太平洋戦争に敗れてからです。1947年、日本国憲法が制定されると、基本的人権が明記され、それを具現化して労働者の権利を守るために、『労働基準法』『労働組合法』『労働関係調整法』という労働三法が制定されます。

今日の私たちの運動はこれらの法律のもとに行われており、次回からは法律の精神や条文をみていくことにしましょう。